

## 指定介護老人福祉施設 弘済園 重要事項説明書

社会福祉法人東京弘済園は、老人福祉事業を行うため公益財団法人鉄道弘済会によって、昭和30年に設立され、入所サービス及び通所サービスを行う総合老人福祉施設として積極的に事業展開を図っております。

事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意頂きたいことを次のとおり説明致します。

### 1. 事業者の概要

事業主体名	社会福祉法人 東京弘済園
代表者氏名	理事長 浅井 克巳
所在地	〒181-0013 東京都三鷹市下連雀5-2-5
電話番号等	(電話)0422-43-3319(代表) (FAX)0422-43-9363

### 2. 事業所の概要

施設名称	特別養護老人ホーム 弘済園
事業の種類	指定介護老人福祉施設 東京都指定 第 1373600053 号
所在地	東京都三鷹市下連雀5丁目2番5号
電話番号等	(電話)0422-47-8965 (FAX)0422-41-1783
管理者	市川 努
事業所の運営方針	①施設サービス計画に基づき、可能な限り居宅における生活への復帰を念頭において、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、利用者がその有する能力に応じて、自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指します。 ②利用者相互の交流を促進し、社会性の確保及び孤独感の解消に努めながら、利用者の心身機能の維持並びに、ご家族の身体的・精神的負担の軽減になるよう支援します。 ③利用者の人格を尊重し、可能な限り利用者の意向に基づいてサービスを提供します。
利用定員	100名
居室の概要	4名用 23室 2名用 4室 (1人当りの最小面積 8.6㎡)
主な設備	①浴室 一般浴槽・リフト浴槽・特殊浴槽・車椅子浴槽 ②共用施設食堂、談話コーナー、静養室、医務室、機能訓練室

### 3. 職員の配置状況

＜平成31年1月1日現在＞

厚生省令による基準人員に対する当園の配置人員は、次のとおりとなっております。

職 種	基 準 要 員	当園配置要員 (常勤)	当園配置要員 (非常勤)	合計
管 理 者	1	1	—	1
医 師	必要な数(非常勤可)	—	2	2
生活相談員	2	2	—	2
介護・看護職員	37	42	12(10.3)	54(52.3)
管理栄養士	1	1	—	1
機能訓練指導員	1	1	0.2	1.2
介護支援専門員	1	1	—	1
事 務 員	—	4	0	4
調 理 員	—	6	4	10

( )内は常勤換算による

### 4. 勤務体制

主な職種の勤務体制は、次のとおりとなっております。

管 理 者	日 勤	9:00 ~ 17:00
生活相談員	日 勤	9:00 ~ 17:00
介 護 職	早 番	7:30 ~ 15:30
	A 勤	8:00 ~ 16:00
	日 勤	9:00 ~ 17:00
	B 勤	10:45 ~ 18:45
	遅 番	11:00 ~ 19:00
	夜 勤	16:30 ~ 9:30(6名体制)
医 師	内科:月3回	精神科:月2回
看 護 職 員	日 勤	9:00 ~ 17:00
機能訓練指導員	日 勤	9:00 ~ 17:00
介護支援専門員	日 勤	9:00 ~ 17:00
管 理 栄 養 士	日 勤	9:00 ~ 17:30
	遅 番	10:30 ~ 19:00

### 5. サービスの内容

施設サービス計画	「施設サービス計画」を立案します。
居 室	基本的に4人部屋となります。サービスの都合等により居室を変更することがあります。
食 事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・栄養士の立てる献立表により、栄養並びに利用者の身体の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。</li> <li>・食事は概ね次の時間にお摂りいただけるよう食堂に配膳いたします。</li> </ul>

	<p>朝食 7時30分から          昼食 11時30分から          夕食 17時30分から</p> <p>・食事は、通常献立のほか、各行事に合わせた特別献立も実施いたします。</p>
入浴	週に最低2回は入浴していただきます。 ただし、状態に応じて特別浴または清拭となる場合があります。
介護	施設サービス計画に沿って次の介護を行います。 着替え、排泄、食事等の介助、おむつ交換、体位変換 シーツ交換、施設内移動の付添い等
機能訓練	機能訓練指導員により、利用者の心身等の状況に応じて、体操やレクリエーションを行います。
生活相談	日常生活に関する相談に応じます。
健康管理	定期の健康診断のほか、日常の健康管理を行います。 なお、緊急時は夜間においても看護師と連絡できる体制となっています。
栄養管理	栄養管理のための栄養ケアマネジメントを行います。
医療	当園で対応できる医療の範囲を超えた場合は、医療機関へ受診（通院）または入院をしていただきます。（実費負担） その場合はご家族にもご相談のうえ対応いたしますが、緊急時は事後報告となる場合もあります。 なお、通院及び入院の際にはご家族の協力をお願いします。
歯科診療	訪問歯科医による歯科診療を行います。（実費負担）
美容	訪問美容業者による美容を行います。
洗濯	衣類の洗濯サービスを行います。 ただし、施設内の洗濯機にて洗濯可能なものに限ります。洗濯できないものは業者によるクリーニングを行います。（実費負担）
園内喫茶室	週に1回（火曜日）、園内喫茶を行います。（有料）
金銭管理代行	金銭の受け取り及び利用料並びに日常生活にかかる諸費用の支払い等について、必要により利用者の委任を受けて代行します。（有料）
貴重品の保管	年金証書等の貴重品は、必要により利用者の委任を受けて保管いたします。
行事	季節ごとの行事、お楽しみ会を随時実施いたします。 （一部別料金）
入院及び外泊	入院または自宅等への外泊が7日を超えた場合、当該居室を短期入所利用者等が使用するため、所持品をお預かりしたうえで一時的にベッドを空けていただくことがあります。

## 6. 協力医療機関

医療機関名	所在地等	診療科目
医療法人財団 栄寿会 三鷹中央病院	三鷹市上連雀 5-23-10 TEL 0422-44-6161	内科、外科、皮膚科、 整形外科、泌尿器科
財団法人 井之頭病院	三鷹市上連雀 4-14-1 TEL 0422-44-5331	精神科

上記協医療機関において診察や入院治療を受けることができます。但し、優先的な診察、入院治療を保証するものではなく、また、義務付けるものではありません。

なお、入院及び通院の際にはご家族の協力をお願いいたします。

医療機関名	所在地等	診療科目
医療法人財団 郁栄会 ミタカピースデンタルクリニック	武蔵野市中町 1-24-15 TEL 0422-38-6291	歯科

## 7. 生活(サービス利用にあたっての留意事項)

弘済園での生活の決まり等については、「ご利用のしおり」とおりです。

## 8. 利用料金

(1)利用料金は、**別紙1**のとおりとなります。

(2)利用者が、入院または自宅等に外泊をされた期間は、介護保険給付の扱いに準じた料金となります。

## 9. 入所について

(1)介護保険法による要介護認定等に該当し、当施設指定の入所申込書類に必要事項を記入し、お申込みいただきます。

ただし、伝染病疾患のある方はご利用いただけません。

(2)「ご利用の必要性の高い方」を選考のうえ、利用予定者と事前面接を行い、入所決定会議で入所が決定した場合、契約を締結しサービスの提供を開始します。

## 10. 契約の終了・解除

(1)次の場合は、自動的に契約が終了いたします。

- ①利用者が、他の介護保険施設等に入られた場合
- ②利用者が亡くなられた場合
- ③利用者の要介護認定等の更新で非該当(自立)と認定された場合
- ④やむを得ない理由により当園を閉鎖または縮小する場合

(2)利用者からの契約解除

利用者の都合により退園される場合は、退園を希望される1カ月前までにお申し出願います。

### (3) 事業所による契約解除

次に該当する場合は、30日前までに文書でご通知いたしますので退園していただきます。

- ①利用料金の支払いが3ヵ月以上遅延し、支払っていただくよう催告したにもかかわらず14日以内にお支払いただけなかった場合
- ②利用者が病院または診療所に入院され、3ヵ月以内に退院できる見込みがない場合、あるいは入院後3ヵ月を経過しても退院できないことが明らかになった場合
- ③24時間医療行為を要する場合など、当施設において利用者に対する適切な介護サービスの提供が困難であると判断される場合
- ④利用者または家族が、当園の職員あるいは他の利用者に対し、利用契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合
- ⑤他の利用者に対する直接的な暴力または言葉の暴力などにより、当園のサービスに著しく悪影響をおよぼす場合
- ⑥要介護認定の更新で非該当(自立)または要支援と認定された場合は、所定の期間の経過をもって退園していただきます。

### 11. 非常災害対策

火災及び地震等の非常災害が発生した場合は、利用者の安全確保を最優先いたします。  
なお、万が一の災害発生に備えて毎月1回防災訓練を実施しております。

### 12. 緊急時の対応

利用者の容態に変化等があった場合は、看護師に連絡する等必要な処置を講じる他、緊急連絡先のご家族の方に速やかに連絡いたします。

### 13. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかにご家族・保険者及び関係諸機関等への連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、誠意をもって速やかに損害賠償の手続きを行います。

### 14. サービス相談窓口

当園でのサービス提供にあたり、お気付きの点がありました場合は「サービス提供責任者」にお申し出願います。

\* サービス提供責任者 副施設長 TEL 0422-47-8965

不在の場合でも、対応できる体制をとっておりますので、いつでもご相談ください。

